

入札公告

次のとおり、一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和6年1月25日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 小林 央

1 一般競争に付する事項

(1) 件名

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

(2) 仕様

入札説明書（委託要綱及び仕様書を含む。以下同じ。）のとおり。

(3) 契約期間

令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日まで。

(4) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額が契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

2 競争参加資格

（1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。

（2）厚生労働省から指名停止の措置を受けている者でないこと。

（3）令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、B、C又はD等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

（4）労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと。

（5）資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（6）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（7）その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 提案書類の提出場所等

（1）入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階
奈良労働局職業安定部職業安定課

担当：北村、田川 電話 0742-32-0208（直通）

メールアドレス : kitamura-mitsuyasu@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間

令和6年1月25日（木）～令和6年2月28日（水）

受付は、開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和6年2月9日（金）15時30分 奈良労働局地下会議室

入札説明会参加を原則とする。ただし事情により参加できない場合は、事前に上記（1）に連絡の上資料の交付と説明を受けることができる。

参加については、令和6年2月8日（木）17時までに上記（1）の連絡先へ、電話またはメールにて申し込むこと（期限厳守）。また、入札説明会への参加を認めない場合を除いて、入札説明会の申込みに対する回答は行わない。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、メールの本文に入札説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

また、入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記（1）の場所又は奈良労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/>）で入札説明書入手（無償で配布。事前連絡は不要。）してから参加すること。

(4) 提案書類の受領期限

令和6年2月28日（水）17時

(5) 提案書類の提出方法

上記（1）まで郵送又は直接提出（持参）すること。

受付は、開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとする。

郵送（書留郵便に限る。）にて提出する場合、上記（1）あてに提案書類の受領期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階

奈良労働局総務部総務課

担当：中南 電話 0742-32-0201（直通）

(2) 入札書の受領期限

令和6年2月28日（水）17時

(3) 入札書の提出方法

本案件は、紙により厚生労働省競争参加資格（全省府統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行う。電子調達システムによる入札は認めない。

また、入札書の提出方法は、郵送（書留郵便に限る。）又は直接提出（持参）とし、郵送にて提出する場合、上記（1）あてに入札書の受領期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(4) 開札の日時及び場所

令和6年3月6日（水）15時

場所：奈良労働局地下会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年2月28日（水）17時までに競争参加資格に関する証明書を上記4（1）まで提出すること。

また、郵送（書留郵便に限る。）による提出の場合は、上記4（1）あてに受領期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

さらに、競争参加資格に関する誓約書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が上記（3）に基づく誓約書を提出せず、虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反すこととなった時は、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入札説明書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラット
フォームを活用した支援

厚生労働省奈良労働局
職業安定部職業安定課

「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」の調達に関する入札公告（令和6年1月25日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

厚生労働省奈良労働局総務部長 小林 央

2 一般競争に付する事項

(1) 件名

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

(2) 仕様

別添1委託要綱のとおり。

※ 委託要綱の不明点は、電子メールにより下記4(1)の担当者に照会すること。

(3) 契約期間

令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第29条の4、第29条の9、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号）。

(7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、B、C又はD等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと。
- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
ア 入札書提出時において、過去3年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
エ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付場所

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階
奈良労働局職業安定部職業安定課
担当：北村、田川 電話 0742-32-0208（直通）
メールアドレス：kitamura-mitsuyasu@mhlw.go.jp

(2) 入札に関する問い合わせ先及び期間

ア 問い合わせ先・方法

上記（1）のアドレスへのメールにて受け付ける。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとすること。

イ 問い合わせの受付期間

令和6年1月25日（木）～令和6年2月22日（木）17時

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和6年2月27日（火）17時までに、質問者及び入札書類を交

付しあつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

5 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和6年2月9日（金）15時30分

(2) 場所

奈良労働局地下会議室

(3) 出席人数

1機関あたり2名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、令和6年2月8日（木）17時までに上記4（1）の連絡先へ、電話又はメールにて申し込むこと（期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、メールの場合、件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。また、説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記4（1）の場所で入札説明書入手（無償で配布。事前連絡は不要。）してから参加すること。

6 提案書類の提出等

(1) 提案書類の受領期限

令和6年2月28日（水）17時

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとする。

上記4（1）まで直接提出すること。

また、郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記4（1）あてに提案書類の受領期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(2) 提案書類に関するプレゼンテーションの実施

提案書類に関するプレゼンテーションを必要に応じて実施する。実施する場合は、開催日時、場所及び時間を、入札参加者に個別に別途連絡する。

(3) 提案書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

(4) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

7 入札書の提出等

本入札案件は、紙により厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行う。電子調達システムによる提出は認めない。

(1) 入札書の受領期限、提出場所・方法等

ア 入札書の受領期限

令和6年2月28日（水）17時

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとする。

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階

奈良労働局総務部総務課

担当：中南 電話 0742-32-0201（直通）

ウ 入札書の提出

入札書は、別紙1の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官奈良労働局総務部長あて）及び「令和6年3月6日開札『就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援』入札書在中」と朱記しなければならない。

また、郵送により提出する場合は書留郵便に限るものとし、上記イあてに入札書の受領期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

エ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

(2) 代理人による入札

ア 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時までに別紙2「委任状」を提出しなければならない。

イ 入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかつた時は、当該入札書は無効とする。

ウ 代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

エ 別紙5及び別紙6の「誓約書」を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反したこととなつた時は、当該者の入札を無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(5) 入札書及び競争参加資格確認関係書類等の日付は提出日とする。

8 開札の取扱い

(1) 開札の日時及び場所

令和6年3月6日（水）15時

場所：奈良労働局地下会議室

ア 紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記7（1）イの連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合の

ほか、開札場を退場することができない。

オ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

(2) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

入札に参加する場合は、再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出すること。（封筒に必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記する。）

併せて、入札書提出期限までに入札書が到着するよう、余裕をもって郵送し、担当者あて電話で受領確認を行うこと。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年2月28日（水）17時までに別紙4により令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記7（1）イあてに提出しなければならない。

イ 郵送により提出する場合は書留郵便に限るものとし、上記7（1）イあてに受領期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。また、郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

ウ 入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に係る職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

(4) 契約書の作成等

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

カ 令和6年度予算が令和6年4月1日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等につ

いて別途協議することとする

(5) 支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払う。

(6) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(7) インボイス制度の施行

インボイス制度の施行に伴い、受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）から課税仕入れを行う場合、仕入税額控除を行うことができなくなることによる受託者の負担については、国が支弁する。そのため、免税事業者等から課税仕入れを行うことを予定している場合は、増加する負担額を応札時点での事業総額に計上した上で、契約金額を見積もること。なお、その際は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の8割、令和8年10月1日から令和11年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の5割を仕入税額とみなして控除することが可能である経過措置を踏まえること。

なお、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではないが、見直しに当たっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう注意すること。

10 提出書類

(1) 入札書（別紙1） 1部

(2) 提案書類一式

ア 提案申請書（別紙3） 1部

イ 「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」に
係る提案書等 7部（原本1部・写し6部）

ウ 全省庁統一資格書（写） 1部

エ 直近2年間の保険料の領収書（写） 1部

オ 誓約書（別紙5及び別紙6） 1部

カ その他の書類 1部

ただし、上記（2）ア～イについては上記4（1）へ、上記（1）及び（2）ウ～カについては上記7（1）イへ提出すること。

なお、上記の資料イのうち、写しについては、会社名、ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。

また、本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを提出すること。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
※ 労働時間の基準を満たすものに限る。

② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合認定一般事業主認定通知書

③ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

④ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

⑤ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

さらに、評価項目の中に、賃上げの実施を表明した企業等を評価する項目があるため、該当する場合は「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（別紙7又は別紙8）を提出すること。「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出し、評価項目に係る加点を受けた場合は、裏面の（留意事項）に基づき、事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに「法人事業概況説明書」若しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を上記7（1）イ担当者に提出すること。

なお、賃上げの表明期間について、事業年度もしくは暦年の選択が可能であるが、経年的に本制度による加点を受けようとする場合、前年度に加点を受けるため表明した期間と当年度に加点を受けるために表明した期間が重複することがないようにすること。

1.1 その他留意事項

- (1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。なお、提案書の作成においては、別添3「提案書作成要領」を確認すること。
- (2) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書類の取扱い
 - ア 提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された提案書類は返却しない。
 - ウ 提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- (6) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。
- (7) 提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。
- (8) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。

第2 総合評価に関する事項

1 業務内容の仕様

別添2『「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」仕様書』のとおりとする。

2 総合評価に関する事項及び方法

別添4『「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」に係る評価項目及びその評価基準』のとおりとする。

○ 様式等

別紙1 入札書作成様式

別紙2 委任状

別紙3 提案申請書

別紙4 競争参加資格等確認関係書類

別紙5 競争参加資格に関する誓約書

別紙6 暴力団等に該当しない旨の誓約書

別紙7 従業員への賃金引上げ計画の表明書（大企業用）

別紙8 従業員への賃金引上げ計画の表明書（中小企業等用）

別添1 委託要綱

別添2 仕様書

別添3 提案書作成要領

別添4 評価項目及びその評価基準

入札書

￥

—

案件名：「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」

上記のとおり入札説明書を承諾のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

代理人

支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

※代理人で入札する場合は、代表者氏名の下に代理人である者の氏名を記載し、別途委任状を添付すること。

委任状

(住所)

私は、(氏名) _____ を代理人と定め下記案件の
入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

案件名：令和6年3月6日（水）開札
「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」
総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

商号又は名称
代表者職氏名

「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」の委託先として総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしました、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日	労働者数	人

【別紙3の添付書類の参考様式】

直近における類似事業の実績有無及び有の場合の実施時期及び事業内容

直近における類似事業の実績有無 (　有　・　無　)			
過去における類似事業に関わる契約実績			
事業名	契約期間	事業内容及び概要、本事業との類似性	契約金額等
	自 至		千円

財務諸表

今期の見込み及び過去の実績			
項目	令和5年度（確定・見込） ／～／	令和4年度（確定） ／～／	令和3年度（確定） ／～／
売上高	千円	千円	千円
当期損益又は年度損益	千円	千円	千円
前年度繰越損益	千円	千円	千円
年度末未処分利益	千円	千円	千円
年度末借入金残高	千円	千円	千円

添付資料：会社概要、貸借対照表、損益計算書

競争参加資格等確認関係書類

1 提出書類

- (1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省府統一資格）の写
- (2) 労働保険及び社会保険に係る保険料（適用されている全ての保険）の滞納がない証明（アを原則とし、用意できない場合はイ）
ア 保険料の納付を受け付ける機関による証明日（提出日から6ヶ月以内）において過去2年以上の保険料の滞納がないことの証明がなされた書面（写しの提出可）
例：労働保険料等納入証明書（労働保険）
社会保険料納入証明書（社会保険）
イ 直近2年間の領収書等納付状況を明らかにできる書類の写し
例：納付書・領収証書（労働保険）
領収済通知書（社会保険）
- (3) 誓約書（別紙5及び別紙6）及び添付書類

2 提出期限 令和6年2月28日（水）（必着）

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を來すと判断される者でないこと。
- 3 以下の①、②のいずれにも該当しないこと。
 - ①予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者であること。
 - ②予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）であること。
- 4 事業の実施にあたっては、各種法令を遵守すること。
- 5 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 6 前記1から5について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

誓 約 書

私

当社 は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することは
ありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）
社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【添付書類の参考様式】

役員等名簿

法人（個人）名：

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすること
を表明いたします。
（又は 従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印
給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

- 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

- 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

（従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

（住所を記載）

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表

氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」委託要綱

(通則)

第1条 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、地方公共団体や労使を含めて官民一体となって、各地域の実情を踏まえた取組を推進し、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくことを目的とする。

(委託事業の内容)

第3条 委託事業は、次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を仕様書別紙1に示す。

I 企業説明会や就職面接会の開催等、地域の実情に応じた就職氷河期世代への雇用支援

奈良県内に事業所があり就職氷河期世代の採用に積極的な企業を集めた合同企業説明会（20社規模）等イベントの開催や企業への見学ツアーを実施すること。

II 就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報

就職氷河期世代活躍支援奈良プラットフォームにおける取組、市町村単位での取組等の好事例について、地上波によるテレビやSNSを活用し広く広報すること。また、就職氷河期世代の求職者、企業双方のニーズ等を調査し、当該事業で活用すること。

(委託先)

第4条 厚生労働省奈良労働局長（以下「委託者」という。）は、本事業の実施に必要な特定の技術等を有する者のうち、競争入札に参加し落札した者（以下「受託者」という。）に、委託するものとする。

(特定の技術等)

第5条 第3条に規定する委託事業の実施を実施するために必要な特定の技術等は、次のとおりとする。

- (1) 第3条で掲げる事業について、第2条に掲げる目的に沿って実施できること。
- (2) 事業の遂行に必要な者の確保・配置など、必要とする体制を有し、契約締結後、直ちに事業を実施できること。

(委託事業実施計画書の提出)

第6条 受託者は、落札決定日から14日以内に「委託事業実施計画書」（別添1）を委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書」（別添2）（以下「契約書」という。）第12条第2項の書類を併せて提出するものとする。

(実施計画書等の審査及び契約の締結)

第7条 本事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

2 委託者は、前条による委託事業実施計画書を受け、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、支出負担行為担当官厚生労働省奈良労働局総務部長は、遅滞なく受託者と契約を締結するものとする。また、受託者が再委託を希望する場合は、契約書第12条第2項の承認を必要とするものとする。

(別添1)

令和 年 月 日

委託事業実施計画書

住 所
受 託 者
代 表 者 印

1 委託事業の目的・内容

(1) 目的

(2) 内容

2 委託事業を行う場所

3 委託事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

4 実施計画の内容

(1) 委託事業実施計画（別紙1のとおり）

(2) 所要経費 金 円（内訳は別紙1のとおり）

5 個人情報等の送付手順書及びアップロード手順書（別紙2のとおり）

(別添1別紙1)

委託事業実施計画書

(1) 委託事業実施計画

(2) 所要経費

(単位:円)

区分	金額	所要経費積算内訳
1 事業費		
2 管理費		
3 人件費		
4 消費税		
合計		

(別添 1 別紙 2)

番 号
令 和 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援
送付手順書及びアップロード手順書

個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止を徹底するため下記のとおり実施します。また、情報セキュリティインシデントが発生した際は速やかに報告致します。

記

(1) · · · · ·

(別添 2)

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託要綱（以下「委託要綱」という。）に基づく事業の委託について、支出負担行為担当官厚生労働省奈良労働局総務部長（氏名）（以下「甲」という。）と（受託者名）（役職）（氏名）（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第1条 厚生労働省奈良労働局長（以下「委託者」という。）は、委託事業の実施を乙に委託する。

（事業の目的）

第2条 委託事業は、地方公共団体や労使を含めて官民一体となって、各地域の実情を踏まえた取組を推進し、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくことを目的とする。

（委託事業の実施）

第3条 乙は、委託者が定めた「「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」に係る仕様書」及び、乙が委託者に提出した「委託事業実施計画書」並びに「「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」係る提案書」に基づき委託事業を行わなければならない。

（委託期間）

第4条 委託事業の委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託費の交付額）

第5条 甲は、乙に対し、委託事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇、〇〇〇円）を限度に交付する。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。
- 3 乙は、委託費を別紙「委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分（以下「経費区分」という。）に従って使用しなければならない。

(委託事業等の変更等)

- 第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業変更通知書（様式第1号）により、その旨を甲及び乙に通知するものとする。
- (1) 委託事業の内容を変更するとき
 - (2) 国の予算額に変更があったとき
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託事業変更承認申請書（様式第2号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - (2) 委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）
- 3 委託者は、前2項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、変更委託契約書（様式第3号）により、乙と変更委託契約を締結するものとする。
- 4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 乙は、委託事業が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約保証金)

- 第7条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(他用途使用等の禁止)

- 第8条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外に使用してはならない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

(物品の管理)

- 第9条 乙は、委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）並びに賃貸借契約で調達した設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。
- 2 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する機器等を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

(郵券等の保管禁止)

第10条 乙が郵券、回数券、プリペイドカード等の金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しないことを禁止する。

(財産処分の制限)

第11条 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託者経由で財産処分承認申請書（様式第5号）を甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。

2 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、委託事業が終了（委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、これを甲に返還するものとする。

(再委託)

第12条 乙は、委託事業の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。

2 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、委託者経由で甲に再委託に係る承認申請書（様式第6号）を提出し、あらかじめ、その承認を受けなければならない。

3 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を再委託先に負わせるものとし、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(承認を受けた再委託内容の変更)

第13条 乙は、承認を受けた再委託の内容を変更する場合には、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式第7号）を委託者経由で甲に提出し、あらかじめ、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第14条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式第8号）を委託者経由で甲に提出しなければならない。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式第9号）を委託者経由で甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、提出を要しない。

（1）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみ

の変更の場合

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合

(3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(実施状況報告書)

第15条 委託者は、委託事業の実施状況を把握するため必要があると認めたときは、乙に対し、委託事業実施状況報告書（様式第10号）の提出を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定により委託者から委託事業実施状況報告書の提出を求められた場合には、その要求があった日から20日以内に提出しなければならない。

3 委託者は、委託事業実施状況報告書の内容から必要があると認める場合には、当該業務の実施について指示をすることができるものとする。

(業務完了報告書の提出)

第16条 乙は、業務終了後、直ちに業務完了報告書（様式第11号）を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

(検査の実施)

第17条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後10日以内又は国の会計年度の末日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。

2 乙は、検査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙の負担とする。

3 前項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

(実施結果報告書の提出)

第18条 乙は、委託事業が終了（中止又は廃止を含む）したときは、その日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書（様式第12号）を委託者に提出しなければならない。

(委託費の区分経理等)

第19条 乙は、委託事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して委託事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

(書類の備付け及び保存)

- 第20条 乙は委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。
- 2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(実施に関する監査等)

- 第21条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、報告をさせ又は質問するなどの監査を行うことができることする。この場合において、乙は、当該監査に応じなければならない。
- 2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることする。この場合において、乙は、再委託先をして当該措置に応じさせなければならない。

(委託費の精算等)

- 第22条 乙は、委託事業が終了(中止又は廃止を含む)したときは、その日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託費精算報告書(様式第13号)を委託者を経由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、出入金の状況及び内容を帳簿等で突合及び確認するとともに、精算報告書の支出額・残額とも帳簿等において確認しなければならない。
- 2 甲は、前項の委託費精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託事業委託費確定通知書(様式第14号)により委託者を経由して、乙に対して委託費の確定通知を行うものとする。なお、委託費の確定額は、委託事業に要した経費と第5条第1項及び同条第3項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。
- 3 委託事業の総額が、第5条第1項の額を超えるときには、その差額については、乙が負担する。
- 4 乙は第2項の規定による確定通知を受けたときは、直ちに委託費支払請求書(様式第15号)を作成し官署支出官厚生労働省奈良労働局長(以下「官署支出官」という。)に請求するものとし、官署支出官は、原則として支払うべき額を確定した後、乙が提出する委託費支払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、官署支出官は乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

(委託費の概算払)

第23条 乙が概算払による支払を要望する場合は、甲は乙の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には、乙の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払をすることができる。

- 2 乙は前項の概算払を請求するときは、委託費概算払請求書（様式第16号）を官署支出官に提出するものとする。この場合において、官署支出官は乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

(支払遅延利息)

第24条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、第22条第4項又は前条第2項に定める期間内に乙に委託費を支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算し得られた額（円未満単数切捨）を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(概算払における委託費の返還)

第25条 乙は、第23条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合で第22条第2項の規定により委託費の額を確定した結果、委託費に残額が生じたときは甲の指示（様式第17号）により、その超える額を返還しなければならない。この場合において甲は第22条第2項に規定する確定通知を省略できるものとする。

また、委託費の取扱いから生じた預金利息についても甲の指示（様式第17号）に従って返還しなければならない。

(財産の帰属)

第26条 委託事業の実施に伴って取得した財産は、委託者に帰属するものとする。

(公表等の制限)

第27条 乙は、委託者の承認を受けた場合のほかは、委託事業の実施結果を公表してはならない。

- 2 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に洩らし又は他の目的に使用してはならない。

(参加資格に定めた事項に違反したときの報告)

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、参加資格に定めた事項に違反したときは、速やかに甲に報告する。

(契約の解除等)

- 第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の実施の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除若しくは変更することができる。
- (1) この契約又はこの契約に係る参加資格に定めた事項に違反したとき
 - (2) 第21条に規定する監査において、関係書類及び資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出し、報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は質問に対して回答せず若しくは虚偽の回答をするなどして監査を拒んだとき（再委託先にこれらの行為をさせ委託先の監査を拒ませたときを含む。）。
 - (3) 第22条第1項の規定に基づき提出する委託費精算報告書その他委託事業に関し乙が行う甲への報告（第21条の報告を除く。）において、報告をせず又は虚偽の報告をしたとき
 - (4) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。
- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、参加資格に定めた事項に違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。
- 3 甲は、第1項及び前項の規定により、契約を解除したときは、第22条及び第25条の規定に準じて委託費の精算を行う。また、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。
- 4 前項の場合において、第1項又は第2項各号に規定する事由について故意または重大な過失がないことを、乙が客観的かつ合理的な証拠により立証した場合を除き、甲は委託費の一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めるものとする。

(契約の解除に係る違約金)

- 第30条 前条第1項第1号、同項第2号、同項第3号及び前条第2項の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第31条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならぬ。
- 2 甲は、第29条第1項第4号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。
 - 3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(延滞金及び加算金)

- 第32条 乙は、第25条の規定による委託費の残額又は預金利息を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）に基づき延滞金を支払わなければならぬ。
- 2 乙は、第30条第1項の規定による違約金及び前条第1項の規定による損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
 - 3 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還し、更に委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
 - 4 甲は、前項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるとときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
 - 5 第3項の委託費の返還については、第1項の規定を準用する。延滞金、違約金、元本（返還する委託費）及び第2項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、違約金、元本の順とする。

(個人情報の取扱い)

- 第33条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の

取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに「個人情報保護管理及び実施体制報告書」（様式第18号）を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった場合には、速やかに個人情報保護管理及び実施体制報告書を修正し、提出するものとする。

- 3 乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾無しに当該契約による目的以外のために複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙が委託契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等、個人情報の適切な管理のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、事案の概要、対応状況等について「個人情報漏えい等事案発生報告書」（様式第19号）により、直ちに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、「個人情報管理状況報告書」（様式第20号）により、年1回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができるとしている。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。
- 10 本条の規定（第2項及び第7項を除く）は、本契約の終了後においてもなお有効に存続する。

（委託事業の引継）

第34条 乙は、委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）した後、委託者が本委託事業を委託する次の事業者が乙でない場合には、当該事業の引継ぎを適切に行うこととする。

（信義則条項）

第35条 甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第36条 甲は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対する書面による通知により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第37条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する契約金額の10%に相当する額のほか、契約金額の5%に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第38条 乙が前条及び第47条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第39条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第40条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第41条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたくっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託先（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第42条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようしなければならない。

2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第43条 甲は、第39条、第40条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、第39条、第40条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第44条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第45条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第46条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第47条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第48条 甲は、第17条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は

契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第49条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第50条 この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所
支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 (氏名) 印

乙 住 所
受託者名 (役職) (氏名) 印

別紙

委託費交付内訳

委託対象経費区分	委託費の額
1 事 業 費	
2 管 理 費	
3 人 件 費	
4 消 費 税	
合 計	

(様式第1号)

(番号)
令和 年月日

受託者 殿

奈良労働局長 印

委託事業変更通知書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援について下記のとおり変更する必要が生じたので、通知します。

記

1 変更理由

2 変更事項

変更前	変更後

(様式第2号)

番号
令和 年月日

厚生労働省奈良労働局長 殿

受託者名 印

委託事業変更承認申請書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援について、変更する必要が生じたので、下記により申請します。

記

1 変更理由

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変更事項

変更前	変更後

(様式第3号)

変更委託契約書

令和 年 月 日付で、支出負担行為担当官奈良労働局総務部長（氏名）
(以下「甲」という。)と受託者(役職)（氏名）(以下「乙」という。)との間で
締結した「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契
約書」について、当該契約書第6条第3項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

1 . 。
2
3

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙
それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 (氏名) 印

乙 住 所
受託者名(役職) (氏名) 印

(様式第4号)

番号
令和 年 月 日

厚生労働省奈良労働局長 殿

受託者名

委託事業中止（廃止）承認申請書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援について、下記により中止（廃止）する必要が生じたので、申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）する理由

3 中止期間又は廃止年月日

中止期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

廃止年月日 令和 年 月 日

(様式第5号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

受託者

財産処分承認申請書

今般、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援により取得した財産について、下記のとおりの処分を認められたいので、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書第11条第1項の規定により承認申請いたします。

記

- 1 財産の品目
- 2 数量
- 3 取得年月日
- 4 取得価格
- 5 取得後の使用状況
- 6 処分事由及び方法

※ 受託者が買取を希望する場合は、買取理由、買取希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第6号)

番号
令和 年月日

支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

受託者名

再委託に係る承認申請書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- 2 再委託を行う相手方の業務の範囲
- 3 再委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 再委託金額
※ 見積書等の経費内訳を添付すること。
- 6 その他必要と認められる事項

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること

(様式第7号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

受託者名

再委託に係る変更承認申請書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援の実施にあたり、その一部を再委託することとし、令和 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方の商号又は名称及び住所		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 変更する理由		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		
6 その他必要と認められる事項		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第8号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

受託者名

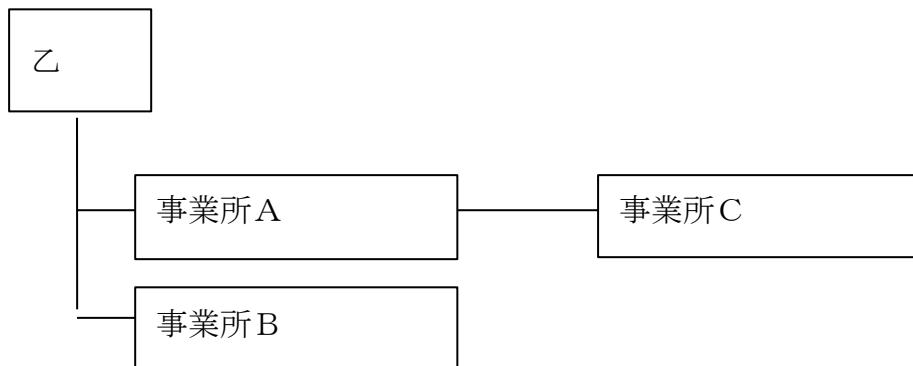
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業所名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都○○区・・・		
B			
C			



(様式第9号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

受託者名

履行体制図変更届出書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

2 変更の内容

3 変更後の体制図

(様式第10号)

番 号
令和 年 月 日

厚生労働省奈良労働局長 殿

受託者名

委託事業実施状況報告書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 実施の期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 実施状況

3 実施に伴う経費支出状況

事項	計画額	支出額	残額	備考
合計				

(様式第11号)

番号
令和 年 月 日

検査職員

○○○○ 殿

受託者名

業務完了報告書

契約件名 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書第 16 条の規定に基づき報告します。

(様式第12号)

番号
令和 年月日

厚生労働省奈良労働局長 殿

受託者名

委託事業実施結果報告書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援の実施結果について、別添のとおり報告します。

(様式第13号)

番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省奈良労働局総務部長 殿

受託者名

委託費精算報告書

令和 年 月 日 契約を締結した就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援の実施に係る委託費の精算について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------|---|----|
| 1 委託費の額 | 金 | 円也 |
| 2 受取済額 | 金 | 円也 |
| 3 委託事業により生じた収入額 | 金 | 円也 |
| 4 委託費支出内訳（明細は別添のとおり） | | |

区分	①委託費の額	②流用額	③流用後の 委託費の額	④支出額	⑤③又は④い ずれか低い額	⑥差引残額 (③-⑤)
合計						

(様式第14号)

番号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 印

委託事業委託費確定通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」の実施に係る委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書について、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書に基づき審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額金 円也

(様式第15号)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官
厚生労働省奈良労働局長 殿

受託者名 印

委託費支払請求書

令和 年 月 日 契約を締結した就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援の実施に係る経費として、下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

振込先金融機関・店舗名
預 金 種 別
口 座 番 号
(カナ名義)
口 座 名 義
名 義 人 住 所

(様式第16号)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官

厚生労働省奈良労働局長 殿

受託者名 印

委託費概算払請求書

令和 年 月 日 契約を締結した就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援の実施に係る経費として、下記金額を交付されたく請求します。

記

1 委託費の額 金 円也

2 委託費申請内訳

令和 年 月 日から令和 年 月 日までに要する経費
明細については別紙のとおり

3 振込先

振込先金融機関・店舗名
預 金 種 別
口 座 番 号
(カ ナ 名 義)
口 座 名 義
名 義 人 住 所

(様式第16号—別紙)

委託費概算払請求内訳

区分	① 委託費の額	② 今回申請額	③ 既交付額	④ (②+③) 計	⑤ (①-④) 差引未交付額	備考
合計						

(様式第17号)

番 号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
厚生労働省奈良労働局総務部長 印

委託費確定通知及び返還命令書

標記について、令和 年 月 日付けで提出のあった就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援の実施に係る委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書について、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書に基づき審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて、既に交付されている委託費及び交付した委託費により発生した収入等については、同事業委託契約書の規定により令和 年 月 日までに、下記金額の返還を命じます。

記

1	委 託 契 約 額	金	円也
2	確 定 額	金	円也
3	返 還 額	金	円也
	委託費の残額		円
	預 金 利 息		円

(様式第18号)

番 号
令和 年 月 日

厚生労働省奈良労働局長 殿

受託者名

個人情報保護管理及び実施体制報告書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書第33条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理体制

2 実施体制

(様式第19号)

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第〇報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日

年 月 日 曜日 (発覚から 営業日)

(1)委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2)発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3)発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4)事案の概要					

(様式第20号)

番 号
令和 年 月 日

厚生労働省奈良労働局長 殿

受託者名

個人情報管理状況報告書

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援委託契約書第33条第7項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 目的外利用の有無 (有 ・ 無)
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援
仕様書

1 件名

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

2 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 事業の趣旨

いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。

令和元年6月に、就職氷河期世代の方々への支援として政府でとりまとめた「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針 2019」令和元年6月21日閣議決定）において、政府を挙げて3年間集中的に取り組む方針を決定した。また、令和5年度からの2年間においては、これまでの施策の効果を検証のうえ、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げていくこととし、厚生労働省においても、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2024」（令和5年12月26日決定）に基づき、各種施策を積極的に展開することとしている。

各都道府県においては、令和2年度に都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県プラットフォーム」という。）の設置が完了した。

就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくためには、地方公共団体や労使を含めて官民一体となって、各地域の実情を踏まえた取組を推進することが必要であるため、都道府県プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て、就職氷河期世代の積極採用、正社員化等の気運醸成、支援策の周知等に取り組む。

4 「就職氷河期世代」について

いわゆる「就職氷河期世代」は、概ね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指すが、2023年（令和5）年4月現在、大卒で概ね41～52歳、高卒で概ね37～48歳に至っている。

5 事業の内容

次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を仕様書別紙1に示

す。

I 企業説明会や就職面接会の開催等地域の実情に応じた就職氷河期世代への雇用支援

- (1) 奈良県内に事業所があり就職氷河期世代の採用に積極的な企業を集めた合同企業説明会（20社程度規模）等のマッチングイベントを1回以上開催すること。
- (2) 就職氷河期世代が活用できる支援（職業能力開発関連他）や、採用実績のある県内企業等への見学ツアーを2回以上開催すること。
- (3) 就職氷河期世代を対象として、職場実習・体験の機会を提供すること。

II 就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報

- (1) 当事業についての専用HP（SNSアカウント含む）を作成し、各種支援のメリット等について、求職者、企業双方へ広報する。

なお、本事業に係るホームページを作成・公開する際には、厚生労働省サブドメイン（mhlw.go.jp）を使用すること。

- (2) 求職者、企業双方へ就職（採用）に関するアンケート調査の実施と結果を分析し、当該事業へ活用する。

6 利用者アンケート調査の実施

当事業をより効果的かつ効率的なものとするため、委託者が別途定めるアンケート様式により、事業利用者に対するアンケート調査を必ず実施すること。アンケート結果は集計の上、委託事業実施結果報告書（委託契約書様式第12号）と共に委託者に提出すること。

7 委託費に関する考え方

- (1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。

【対象外経費の例】

- ・ 国及び地方公共団体から補助金、委託費、助成金、人件費等が支給されている経費や利用者から費用を徴収している経費
- ・ 事業の趣旨に鑑みて、必要性が認められない経費（例：収入印紙、労務経理管理に係る委託料、再委託先選定時の審査委員謝金など）
- ・ 企画書の内容を超える部分の事業経費（例：企画書作成に要した費用など）
- ・ 他事業経費との区別がつけられない経費（共同使用プリンターのトナー、他事業でも使用可能な名刺など）
- ・ 個人や企業の所有物となるものの購入費（市販のテキストや制服・作業服の支給など）
- ・ その他適切と認められない経費（懇親会費、講師の弁当代、職業紹介責任者講習会の受講料など。）

- (2) 奈良労働局（以下「労働局」という。）は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。
- (3) 委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。
- (4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (5) 一般管理費の算出に当たって、一般管理费率を用いて算出する場合は、10%又は、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

一般管理費率

$$= (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

- (6) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

8 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

9 再委託費

- (1) 本事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。
- (2) 本事業の総合的な企画及び判断、並びに事業遂行管理部分を再委託してはならない。
- (3) 本事業の一部を再委託する場合、委託者の定める様式を提出し、承認を受けなければならない。

また、再委託に係る経費について、個々の経費の積み上げによる実費を原則とし、再委託する具体的な経費の内訳がわかるように記載すること。なお、直接人件費や事業経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で計上することは認められないので留意すること。加えて、再委託に当たって、実施状況を問わず予め支払額を確定させた契約方式は認められていないので留意すること。

- (4) 本事業の一部を再委託する場合、再委託可能な金額は、原則、契約額の1／2未満とする。
- (5) 本事業の一部を再委託する場合、その最終的な責任は受託者が負う。

10 その他事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業実施によって得られる全てに係る著作権、その他の諸権利は委託者に帰属するものとする。

- (2) 受託者は、契約の履行に当たり業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供してはならないこと。
- (3) 受託者は業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合又は発生するおそれがあることを知った場合には、速やかに委託者に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

なお、委託者から求められた場合には、本人の同意を得て、それらの者の個人情報を提供することができる。

また、受託者は、実施計画作成時において、個人情報等を電子メール、郵送により送付し、又はインターネット等にアップロードする際の送付手順書又はアップロード手順書（ひな形）（仕様書別紙2参照）を作成し、委託者へ提出すること。

- (4) その他、仕様書に記載のない事項については、受託者と委託者との間で別途協議することであること。
- (5) 作業の進捗状況等を報告するため、委託者との会議を定期的に行うこと。
- (6) 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（事業担当部局）

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階
奈良労働局職業安定部職業安定課

担当：北村、田川 電話 0742-32-0208（直通）
メールアドレス：kitamura-mitsuyasu@mhlw.go.jp

（契約担当部局）

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
奈良労働局総務部総務課（2階）

担当：中南 電話 0742-32-0201（直通）

- (7) 事業実施の結果、成果物が生じる場合は、全数検査又はサンプル検査のいずれかを行うこと。

提案すべき事業内容について

項目	必要性 (必須/不要)	実施内容・実施趣旨
I 企業説明会や就職説明会の開催等、地域の実情に応じた就職氷河期世代への雇用支援	必須	<p>(1) 就職氷河期世代合同企業説明会 就職氷河期世代を対象とした企業説明会を年間1回以上開催する。参加企業は20社程度とし、参加求職者数は各50名程度を目標とする。また、当日来場できない求職者に対する周知のため、同時にオンラインによるライブ配信等で企業説明を行えることとし、対面以外での参加も可能な内容とすること。更に、会場には企業ブースの設置のみではなく、ハローワークや奈良県等の機関が実施している各種支援の紹介、仕事体験等が可能なコーナーの設置等のオプションを準備すること。</p> <p>(2) 活用できる支援機関、企業への見学ツアー 就職氷河期世代が活用できる支援(職業能力開発関連他)や、採用実績のある県内企業等への見学ツアーを年間2回以上オンライン開催する。参加企業は年間6社以上とし、業種に偏りが出ないように選定を行うこと。また、参加者は1回あたり20名程度を目標とすること。ツアーモデルを動画にて撮影、編集の上、HP等で閲覧可能な状態とする。</p> <p>(3) 職場実習・体験 就職氷河期世代を対象に、職場実習・体験(以下「職場実習等」という。)の機会を提供すること。職場実習等の受入先事業所の開拓を行い、受入可能な事業所リストを作成すること。職場実習等を希望する求職者の情報を受入先事業所に提供し、受入の調整を行うこと。なお、職場実習等の周知リーフレットを作成の上、就職氷河期世代に対する周知を行うこと。</p>
II 就職氷河期世代支援に係る各種事業の周知及び気運の醸成に係る広報	必須	<p>(1) 当事業についての専用HP(SNSアカウント含む)等での広報 HP、SNSを活用し当該事業のPRにより、各種支援のメリット等について、年間を通じて求職者、企業双方へ広報する。また、地上波において同様の内容での番組作成や、Web上で動画サービスでの配信を実施する。</p> <p>(2) 求職者、企業双方へ就職(採用)に関するアンケート調査 県内の就職氷河期世代の方(目標200人以上)に対して、アンケート調査(Web調査含む)を4~5月に実施。就職への課題、必要と考える支援等の状況、ニーズ調査を実施する。また、県内企業(目標1,000社)に対しては、就職氷河期世代の方の採用意欲、採用メリット等調査を行い、双方のアンケート調査の分析の上、当該事業へ活用。なお、アンケートは4月~5月に開始し、年間を通じて収集、分析すること。</p>

その他、事業の実施に当たって求められる事項

就職氷河期世代活躍支援奈良プラットフォームから追加の意見等があった場合、上記実施内容を一部変更する場合があること。

- ※1 企画提案するに当たって、
 「必須」の事業は、必ず提案内容に含めること
 「不要」の事業は、提案内容に含めないこと
- ※2 これまで類似事業を実施した頃がある場合は、提案書に当該事業の内容、実施方法等について記載すること。
- ※3 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし認定企業、えるぼし認定企業)、次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業、トライくるみん認定企業)又は若年者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、認定の事実が確認できる資料を提出すること。

番 号
令和 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援
送付手順書及びアップロード手順書

個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止を徹底するため下記のとおり実施します。また、情報セキュリティインシデントが発生した際は速やかに報告致します。

記

(1) メール誤送付

ア メール宛名間違い

① 宛先のアドレスをダブルチェックする。

イ BCC を T0、CC 送付

① 宛先が BCC かをダブルチェックする。

② 送信宛先が複数の場合、強制的に BCC に変換するシステムを導入する。

ウ 誤情報送付

① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。

② 要機密情報を暗号化する。

③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。）

(2) FAX 先誤り

① 宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。

② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。

③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。

(3) 郵送誤り

宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。

(4) 手渡し誤り

手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。

(5) 誤アップロード

アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。

(6) その他

(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。

「□□□（※イベント名等）」
利用者アンケート調査票【事業者向け】（例）

この度は、〇〇（受託者）が奈良労働局より受託し実施している「□□□」につきまして、ご利用いただきありがとうございます。

このアンケート調査は、本事業の委託者である奈良労働局に対し、本□□□の事業成果（利用者の満足度等）を報告するほか、本事業の内容の向上に役立てる目的で実施するものです。

お手数ですが、下記アンケート票記入へのご協力をいただきますよう、お願ひいたします。ご不明の点は、下記問い合わせ先あてにご連絡ください。

本アンケート調査票は、集計結果を奈良労働局への報告資料として使用しますが、個別のご回答を公表することは一切ありません。氏名等の個人情報については、厳重な管理を行って本アンケートの目的以外には使用しないことを申し添えます。

企業名	
-----	--

1. 本□□□への参加の経験が役に立っているかどうかについて該当する番号を○で囲んでください。
 - ① 大変役に立った
 - ② まあまあ役に立った
 - ③ どちらとも言えない
 - ④ あまり役に立たなかった
 - ⑤ 全く役に立たなかった
2. 本□□□の他に、「就職氷河期世代に関する支援として、このような取組をしてほしい」というご要望があれば、ご記入をお願いいたします。

3. 上記設問のご回答について何か補足したいことや、その他全般に対してのご要望やご意見などがありましたら、ご記入をお願いします。

アンケートへのご協力ありがとうございました。

（注）本例示は、最低限の項目を網羅したものであり、必要に応じて項目の追加を行うこと。

「□□□（※イベント名等）」
利用者アンケート調査票【セミナー等参加の就職氷河期世代向け】（例）

この度は、〇〇（受託者）が奈良労働局より受託し実施している「□□□」につきまして、ご利用いただきありがとうございます。

このアンケート調査は、本事業の委託者である奈良労働局に対し、本□□□の事業成果（利用者の満足度等）を報告するほか、本事業の内容の向上に役立てる目的で実施するものです。

お手数ですが、下記アンケート票記入へのご協力をいただきますよう、お願ひいたします。ご不明の点は、下記問い合わせ先あてにご連絡ください。

本アンケート調査票は、集計結果を奈良労働局への報告資料として使用しますが、個別のご回答を公表することは一切ありません。氏名等の個人情報については、厳重な管理を行って本アンケートの目的以外には使用しないことを申し添えます。

1. 本□□□への参加の経験が役に立っているかどうかについて該当する番号を○で囲んでください。

- ① 大変役に立った
- ② まあまあ役に立った
- ③ どちらとも言えない
- ④ あまり役に立たなかった
- ⑤ 全く役に立たなかった

4. 本□□□の他に、「就職氷河期世代に対する支援として、このような取組をしてほしい」というご要望があれば、ご記入をお願いいたします。

2. 上記設問のご回答について何か補足したいことや、その他全般に対してのご要望やご意見などがありましたら、ご記入をお願いします。

アンケートへのご協力ありがとうございました。

（注）本例示は、最低限の項目を網羅したものであり、必要に応じて項目の追加を行うこと。

「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」
に係る提案書作成要領

1 提案書等の提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

- ア 「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」
に係る提案書
- イ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- ウ 提案書の記載内容に連動する資料

(2) 提出期限

令和6年2月28日（水）17時

(3) 提出部数

上記（1）ア～ウの資料について、それぞれ原本1部、写し6部を提出
すること。

なお、写し6部については、会社名や会社のロゴマークをマスキングす
る等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

また、紙媒体の提出に加え、電子媒体（CD-R、DVD-R）で1部提出
すること。

(4) 提案書等の提出場所

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局職業安定部職業安定課（2階）

担当：北村、田川 電話 0742-32-0208（直通）

メールアドレス：kitamura-mitsuyasu@mhlw.go.jp

(5) 提出方法

上記（4）に郵送（書留郵便に限る）又は直接提出（持参）すること。
なお、郵送にて提出する場合、上記（4）あてに（2）の提出期限までに
到着するように送付しなければならない。

なお、未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出
がなかったものとみなすことに留意すること。

(6) 提出に当たっての留意事項

- ア 受付時間は、平日の9時から17時までとする。
- イ 提出された提案書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことができない。また、返還も行わない。
- ウ 提出した提案書等は、提出者に無断で使用しない。
- エ 特許権、著作権等のあるものを企画案で利用する場合には、事前に権利者の承諾を得ること。
- オ 採用した企画案の版権その他の権利は奈良労働局（以下「労働局」という。）に帰属すること。
- カ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合は全てを無効とする。
- キ 虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- ク 参加資格を満たさない者が提出した提案書等は無効とする。
- ケ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- コ 本作成要領に疑義が生じた場合は、下記4まで問い合わせること。

2 提案書作成上の留意事項

提案書は原則として、下記3に基づき作成することとし、作成の際は、下記にも留意すること。

- (1) 提案書を評価する者が特段の専門知識や商品に関する一切の知識を有することなく、短時間かつ容易に正確な評価が行うことが可能のように、分かりやすい提案書を作成すること。
- (2) 労働局から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（担当者名、電話番号及びメールアドレス）を記載すること。
- (3) 実施要綱に従った提案書でないと労働局が判断した場合は、当該提案書の評価は行わないこと。
- (4) 補足資料の提出及び説明を求める場合があるので誠実に対応すること。

3 提案書に記載する内容

(1) 業務（事業）の実施方針等

ア 事業の趣旨・目的への理解

事業の趣旨・目的に対する提案者の理解について記載すること。また、委託要綱等記載の遵守事項について遵守可能か、委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することが可能かについても明確に記載すること。

イ 組織・人員体制について

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援（以下「本事業」という。）の遂行に当たっての組織・人員体制について

記載すること。その際、統括責任者、事業担当者等の体制及び役割分担等についても明確に記載すること。また、再委託をする予定がある場合は、再委託の業務内容等を明確に記載すること。

ウ その他本事業を行うに当たり必要となる業務について

業務計画及び業務実績の作成・報告、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務及び書類の整備・保存等に関して、担当者や実施時期、方法について詳細に記載すること。

(2) 事業実施方法

ア 仕様書に記載されている事業内容の全てについて、事業の実施方法等を記載すること。また、企画に当たって創意工夫した点があれば併せて記載すること。

イ 奈良県の就職氷河期世代を取り巻く状況等の実情を踏まえて記載すること。

ウ 本事業の支援対象者のニーズを踏まえて記載すること。

エ それぞれの事業内容の実施体制について記載すること。なお、当該記載については、(1) イに含めて記載することも可とする。

オ それぞれの事業内容について、そのスケジュールを明記すること。

(3) その他

ア これまで類似事業を実施したことがある場合は、当該事業の内容、実施方法等について記載すること。なお、類似事業とは、例えば、●●事業、●●事業等、仕様書に記載されている事業内容に類似する事業を指す。

イ 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業、えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業及びトライくるみん認定企業）又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合は、当該認定の事実が確認できる資料を添付すること。

ウ 賃上げの実施を表明した企業等に該当する場合は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」大企業については入札説明書別紙7、中小企業等にあっては入札説明書別紙8を添付すること。

4 問い合わせ先

本要領に記載されている内容について疑義がある場合については、下記担当まで問い合わせること。

〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局職業安定部職業安定課 (2階)

担当：北村、田川 電話 0742-32-0208 (直通)

メールアドレス : kitamura-mitsuyasu@mhlw.go.jp

「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」
に係る評価項目及び評価基準

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{価格点：100点} \\ \text{技術点：200点} \end{array} \right.$$

$$\left\{ \begin{array}{ll} \text{価格と同等に評価できない項目} & 100点 (\text{評価項目※1}) \\ \text{価格と同等に評価できる項目} & 100点 (\text{評価項目※2}) \end{array} \right.$$

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格}/\text{予定価格}) \times 100 \text{点}$$

- (2) 価格点の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を乗じて得た値とする。

- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

イ 必須項目審査については、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。項目が満たされている場合には基礎点として加点を行う。1つでも満たしていない場合は失格とし、すべて満たした場合、基礎点として、40点とする。

- ・業務実施の基本方針の適格性
- ・組織・人員体制について
- ・その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について

ウ 必須項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、絶対評価により加点するが、一部の項目については該当する場合減点を行う。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書を評価し、各項目に点数を付与する。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

オ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」に係る評価基準及び採点表

評価基準 別紙

標記については、下記のとおりとする。

評価項目	内 容	必須	委員1人の評価点	
			採点等	評価点
1 業務の実施方針 (/40点)				/40
(1) 業務実施の基本方針の適格性 ※2	・本事業の趣旨・目的や前提となる就職氷河期世代の現状・課題を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について提案されているか。 ・委託項等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	●	合・否	/15
(2) 組織・人員体制について ※2	・本事業を遂行可能な体制・人員が整備されているか（2 事業実施方法での評価を除く）。 ・統括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容等が明確に示されているか。	●	合・否	/15
(3) その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について ※2	苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存は適切か。	●	合・否	/10
2 事業実施方法 (/120点)				/120
(1) 支援の実施について	①地域の実情に合った考え方となっているか。※1 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20
	②各事業の内容は適切か。利用者ニーズを踏まえた事業構成となっているか。※1 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20
	③各事業の実施体制について、効果的、効率的な人員配置（経験・能力に応じた配置など）となっているか。※1 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20
	④各事業の計画は適切か。全体スケジュールが適切に立てられているか。※1 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20
	⑤事業の波及効果が見込まれるか。事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。※1 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20
	⑥各雇用対策について、交通の便などを考慮し、利用者が来場しやすい開催場所を選定しているか。※2 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20
3 ワークライフバランス等の推進に関する指標 (/10点) (注1) (注2)				/10
(1) 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業) ※2	下記のいずれに該当するか ・プラチナえるぼしの認定を受けている=10点 ・3段階目（認定基準5つ全てが〇となっている）=8点（注3） ・2段階目（認定基準5つのうち3～4つが〇となっている）=6点（注3） ・1段階目（認定基準5つのうち1～2つが〇となっている）=4点（注3） ・行動計画を策定している=2点（注4） ・認定を受けていない=0点		0・2・4・ 6・8・10	/10
(2) 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業) ※2	下記のいずれに該当するか ・プラチナくるみんの認定を受けている=9点（注5） ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）の認定を受けている=7点（注6） ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）の認定を受けている=6点（注7） ・トライくるみんの認定を受けている=5点（注8） ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）の認定を受けている=3点（注9） ・認定を受けていない=0点		0・3・5・ 6・7・9	/9
(3) 若者雇用促進法に基づく認定 ※2	下記のいずれに該当するか ・ユースエールの認定を受けている=9点 ・認定を受けていない=0点		0・9	/9
4 貢上げの実施を表明した企業等に係る指標 (/10点)				/10
(1) 【大企業の場合】 当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること※2	下記のいずれに該当するか ・表明している=10点 ・表明していない=0点		0・10	/10
(2) 【中小企業等の場合】 当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること※2	下記のいずれに該当するか ・表明している=10点 ・表明していない=0点		0・10	/10
5 その他 (/20点)				/20
(1) これまでの事業実績について ※2	応募者の類似事業（注10）に関する事業実施状況 ・類似する事業の実施経験が過去5年以内にある（実施地域は問わない）=20点 ・類似する事業の実施経験が過去10年以内にある（実施地域は問わない）=8点 ・類似する事業の実施経験が過去10年以内にない=0点		0・8・20	/20
(2) 情報漏洩の有無 ※2	（1）で挙げた事業であって、当該労働局の委託事業について、過去3事業年度内に情報漏えい（労働局において公表した案件に限る。）がないか。 ・情報漏えいがある=-5点 ・情報漏えいがない=0点		0・-5	/0
合 計 (200点)				/200

(注1)内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

(注2)複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(注3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。

このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

(注4)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注5)次世代法第15条の2の規定に基づく認定。

(注6)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定。

(注7)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(注9の認定を除く。)

(注8)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定。

(注9)次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定。

(注10)「類似事業」とは、例えば、●●事業、▲▲事業等、仕様書別紙1「提案すべき事業内容について」に示す事業内容に類似する事業を指す。

※1 価格と同等に評価できない項目(計100点)

※2 価格と同等に評価できる項目(計100点)